

復 命 書

18年11月20日

静政会 代表

伊東 稔浩 様

議員名 佐藤 成子

下記のとおり、政務調査費による視察を実施したので、ご報告します。

記

1 日 程

18年 11月 18日(土)

2 視 察 先(都市名、視察施設等を具体的に)

東京都千代田区

女性のための政治スクール参加

3 視 察 内 容(調査事項、調査結果を具体的に)

「労働行政を振り返り、今を語る」 (財)21世紀職業財団会長 松原亘子氏

4 そ の 他(所感、感想等)

別紙参照

女性のための政治スクール

労働行政を振り返り、今を語る

(財)21世紀職業財団会長 松原亘子氏

文字どうり、働く女性のさがけとして、昭和39年労働省に入省以来、労働行政にたづさわってきた。婦人少年局(昭和53年当時)の課長、局長として、均等法策定にかかわった。28年前の女性の働く問題はなんだったろうか?それは、女性の若年定年制・男女別定年制があったことだった。が、企業を説得する法律などがないために、企業はそこをうまく逃げていた。学歴の高い女性はの門戸が高かった。4年生大卒女子の管理要員としての採用を企業に訴えた。自身の採用時も民間企業の女性採用はひどいもので、「結婚したら辞めます」の1文を書かされたり、印を押させられたりしたと言う。当時は労働省は女性を採用していたし、父の勤めもあり、公務員になった。厚生省には横尾かず子・通産省に坂本晴美・外務省に川口良子・文部省に遠山敦子の面々が勤務していたという。まさに日本を代表する女性たちだ。女性の問題は個人の問題ではない!社会の問題!国税庁・航空管制官・海上保安官の入学試験の門戸開放を実現したのは、当時の森山まゆみ局長だったという。1975年国際婦人年を契機に徐々に変わっていった。母性保護は就労制限になりかねない。労働法の第4条は男女の賃金の差を生んでいる。などの議論がおこなわれ、男女平等のコンセンサスが無い中、専門家会議が開催され、企業の雇用管理における機会均等こそが大事なことだと行き着いた。すべての人に、男女関係無く、与えられるべき機会・チャンスの平等が必要だ。あらゆる差別をなくす!国連は、国籍法・家庭科の共修・雇用機会均等を批准した。(昭和54年)女性の働く意識改革がなされていったし、育児休業法も整備されていった。昭和59年昇進したいと思わない女性が36%から平成7年では、63%に。そして、1985年には、専業主婦より働く女性が増え、共働き家庭が増えた。また、女性管理職も3倍に増加。資格職種も4ポイント増えている。国会議員も、昭和61年衆議院1.4パーセント2005年に9パーセントに。参議院は、7.9パーセントから12.4パーセントに女性議員の割合が増えている。地方議員も、昭和60年市議会3パーセント平成16年11.5パーセントに。都道府県議会は、7.1パーセントから21.5に増加した。がここのところ、平成の大合併で激減している。さまざまな場面で、女性のがんばっているけれども課題もある。それは、仕事と家庭責任の2重負担だ。均等法だけでは能力の発揮ができない。出産退職が7割もある。仕事の継続できる支援が必要だ。ワークライフバランスを男女ともに考えなければならない。

企業風土の改革が必要だ！の話には思わず大きな拍手をしてしまっていた。

多様な働き方ができる社会・再チャレンジのできる社会・また、同時に社会保障制度も考えなければならない。自分の力ではどうにもならないことは、公助ですすめなければならない。

女性が外で働くのは当たり前になり、意欲、能力の違いは、女性男性と言う性差ではなく、個人差によるというのも常識になってきた。1歩1歩人々の意識を変え、実態を変え、それによりまた意識を変えさらに実態を。。と官と民の粘り強い共同作業で、社会を変えている。特に、雇用の場での男女の機会均等は定着させた。先日2度目の改正が行われた均等法。20年前にできたときはザル法と批判されたが、当時の大臣が、まずスタート、そしてスローではあるが、ステディゆっくり着実に社会に浸透していけばいいと言っていたがまさにそうだった。かかわったものとしてはうれしい。法律は、使って生かす！の言葉が印象的だった。働く女性の頼もしい支援、期待するところ大です。

今日は、修了式が行われ、それぞれ、《格差》をテーマに1分間スピーチ。開講の頃と較べれば、皆かなりの表現力と理論構築ができるようになったと感じた。今回は、どんな講師が来るか楽しみだ。地方選挙出馬の人達は、1月からの実践講座に参加するという。一人でも多くの女性議員が全国に誕生することを願っている。

2006・11・18